

参考資料

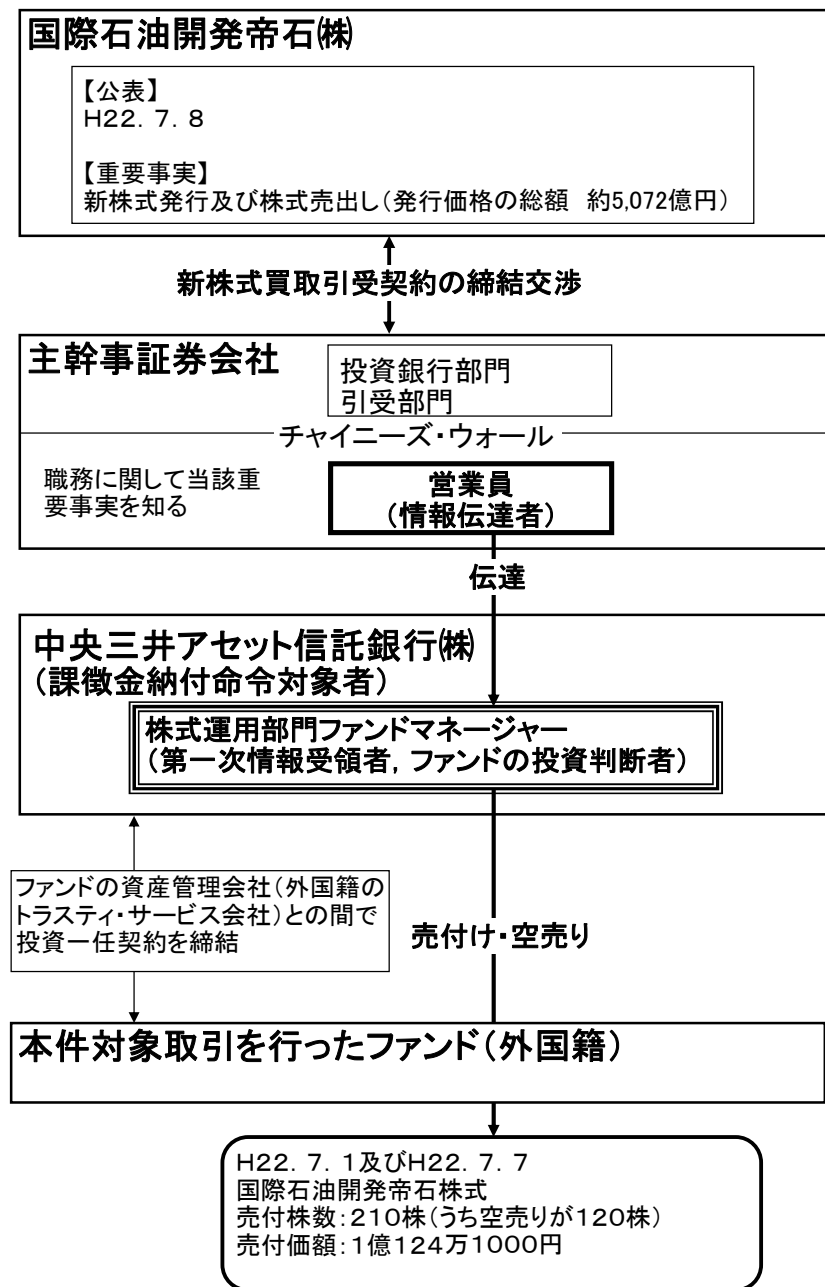
目 次

- ① 「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案 1
- ② 二重処罰の禁止に関する主な判例 5
- ③ 独占禁止法の課徴金制度について 6
- ④ 金融商品取引法の課徴金制度について 7
- ⑤ 二重処罰の禁止に関する主な学説 8
- ⑥ 資産運用業を行う者の「他人の計算」によるインサイダー
取引に対する課徴金額 10
- ⑦ インサイダー取引に係る規制の比較 11

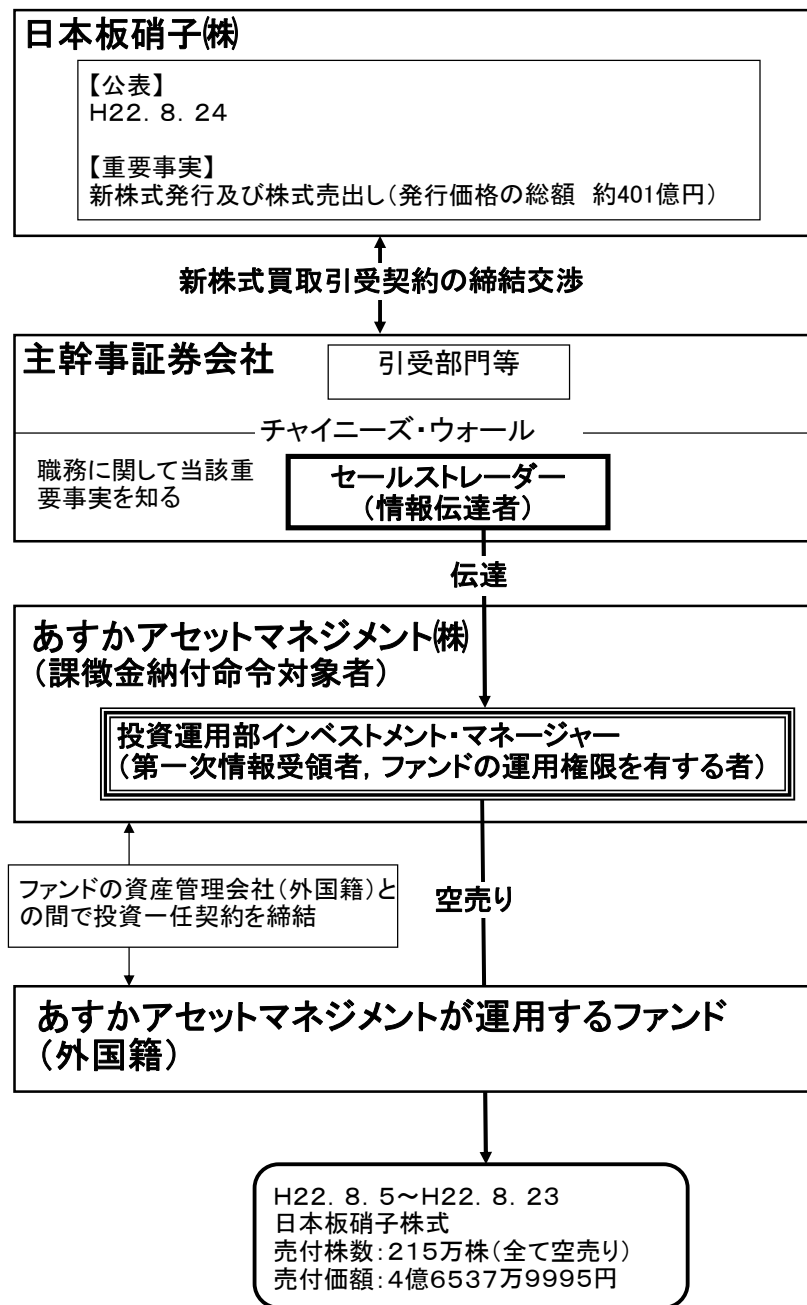
「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案

課徴金 勧告日	課徴金納 付命令日	上場会社	公募増資 公表日	違反行為者	違反行為の 取引金額	ファンドの 得た利益	課徴金額
平成24年 3月21日	平成24年 6月27日	国際石油 開発帝石	平成22年 7月8日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	1億124万円	1,455万円	5万円
平成24年 5月29日	平成24年 6月26日	日本板硝子	平成22年 8月24日	あすかアセットマネジメント	4億6,537万円	6,051万円	13万円
平成24年 5月29日	平成24年 6月27日	みずほ フィナンシャル グループ	平成22年 6月25日	(旧) 中央三井 アセット信託銀行 ((現) 三井住友信託銀行)	1億8,418万円	2,023万円	8万円
平成24年 6月8日	—	東京電力	平成22年 9月29日	・ファースト・ニューヨーク証券 ・個人	8,051万円 44万円	— —	・1,468万円 ・6万円
平成24年 6月29日	—	日本板硝子	平成22年 8月24日	ジャパン・アドバイザリー	5億4,178万円	1,624万円	37万円
平成24年 11月2日	—	エルピー・タメモリ	平成23年 7月11日	ジャパン・アドバイザリー	3,041万円	564万円	12万円

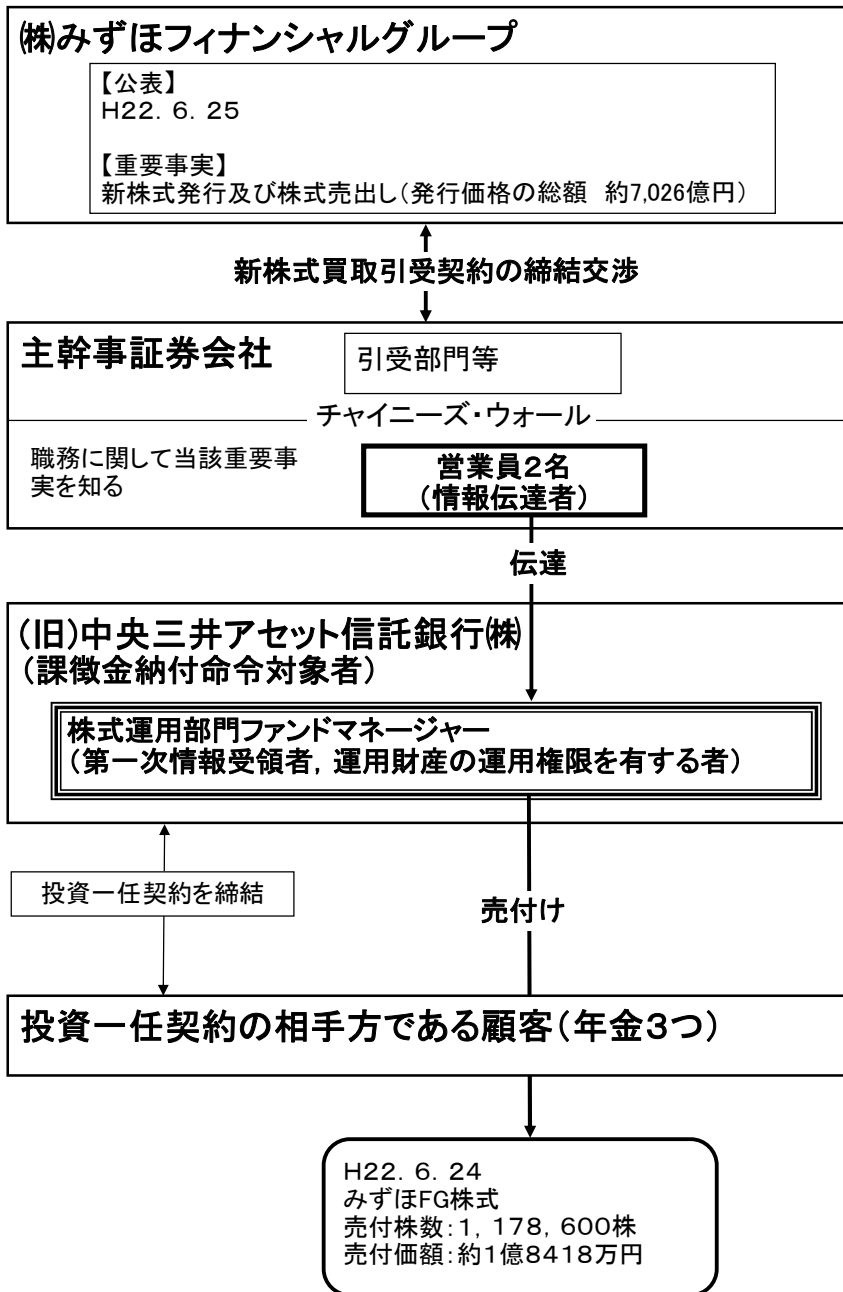
事案①の概要



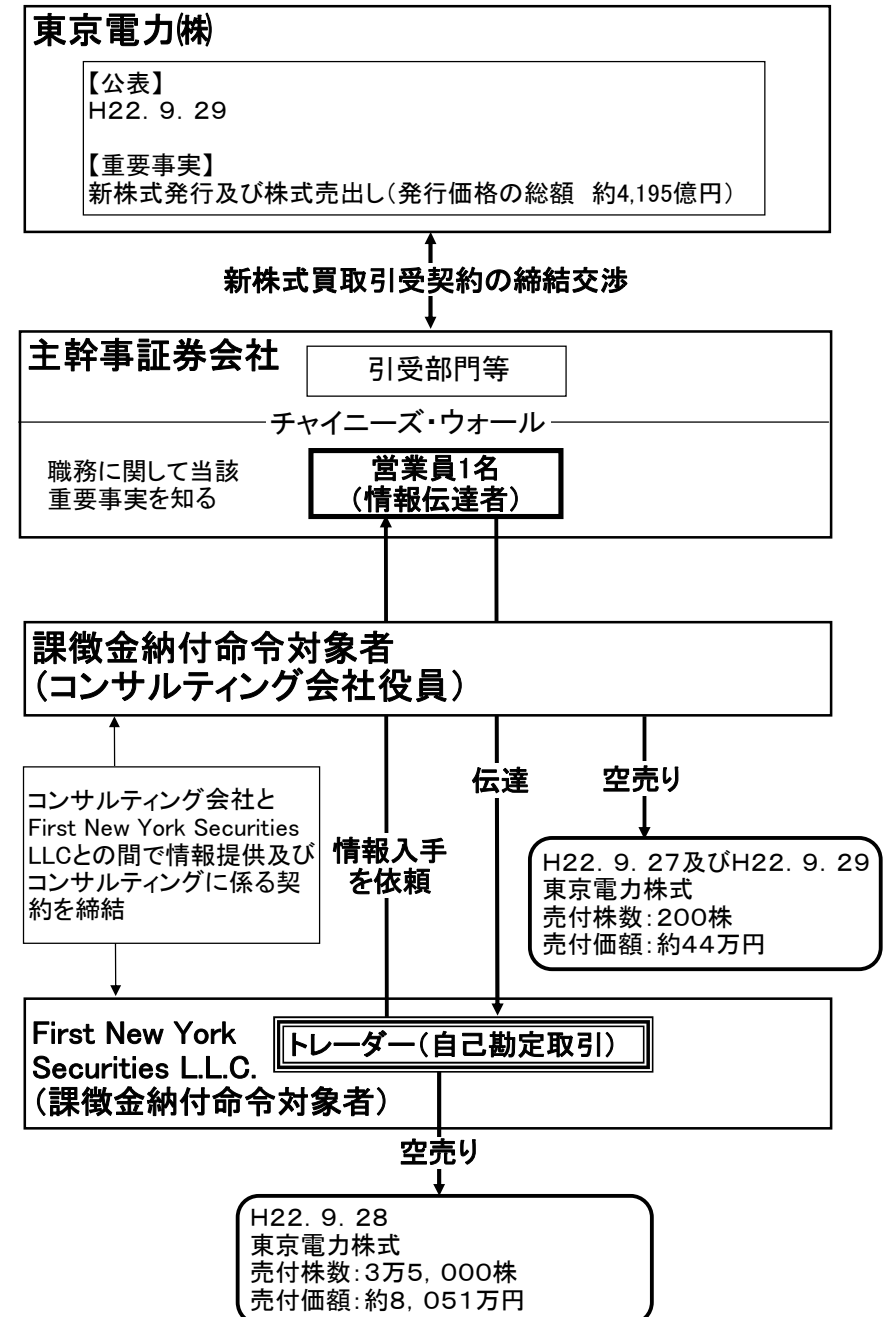
事案②の概要



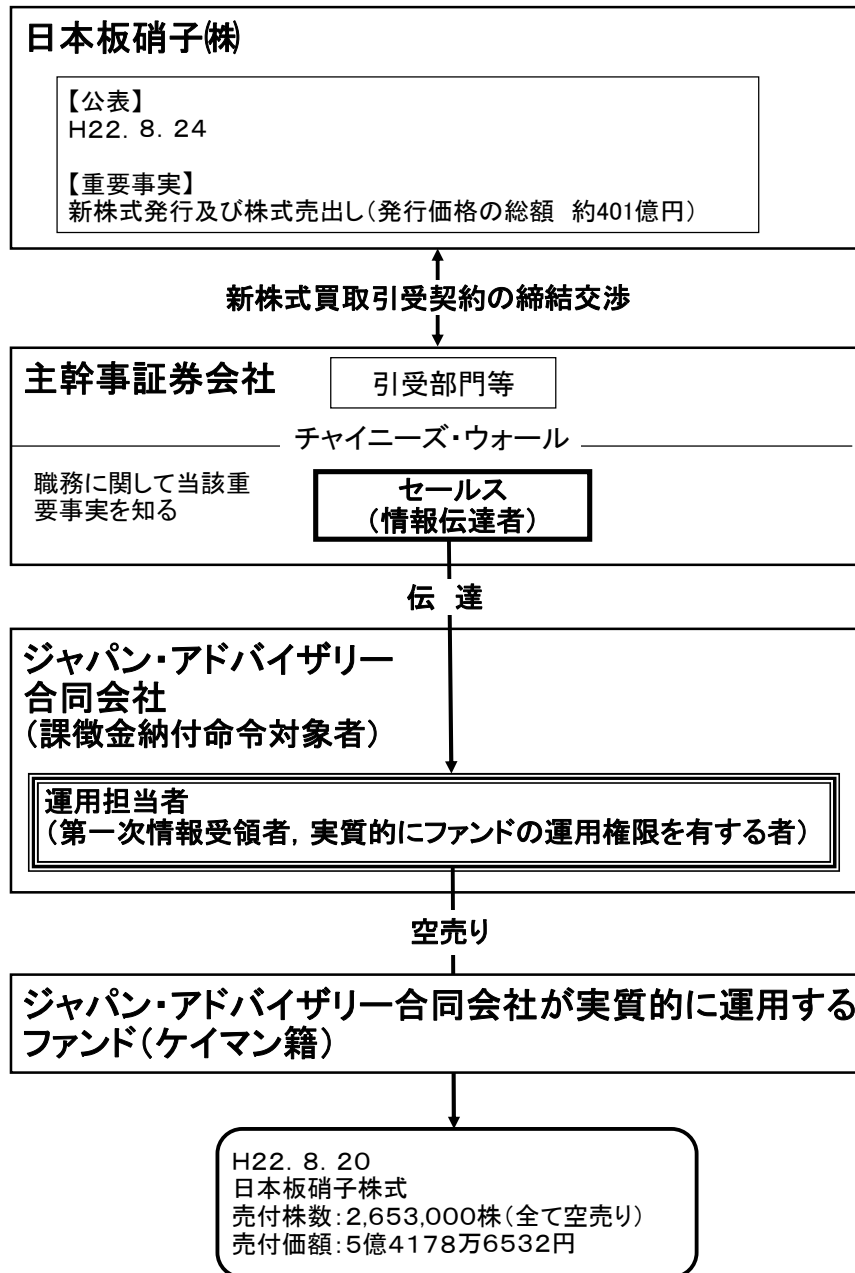
事案③の概要



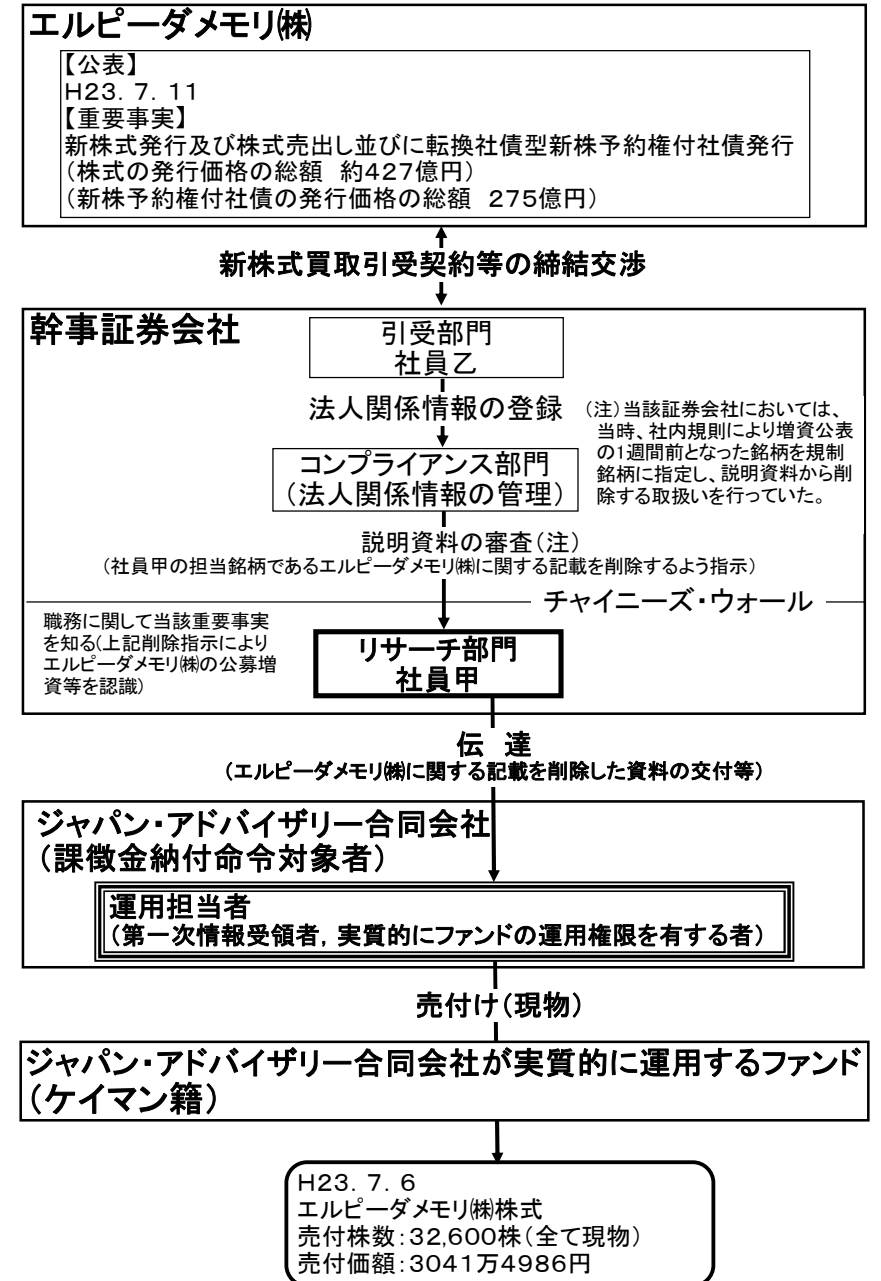
事案④の概要



事案⑤の概要



事案⑥の概要



二重処罰の禁止に関する主な判例

○最高裁判所大法廷昭和 29 年（才）第 236 号法人税額更正決定取消等請求上告事件 昭和 33 年 4 月 30 日判決

「上告代理人青木一男、池田義秋の上告理由

第一点について。

法人税法（昭和二二年法律二八号。昭和二五年三月三十一日法律七二号による改正前のもの。以下単に法という）四三条の追徴税は、申告納税の実を挙げるために、本来の租税に附加して租税の形式により賦課せられるものであつて、これを課することが申告納税を怠つたものに対し制裁的意義を有することは否定し得ないところであるが、詐欺その他不正の行為により法人税を免れた場合に、その違反行為者および法人に科せられる同法四八条一項および五一条の罰金とは、その性質を異にするものと解すべきである。すなわち、法四八条一項の連脱犯に対する刑罰が「詐欺その他不正の行為により云々」の文字からも窺われるように、脱税者の不正行為の反社会性ないし反道義性に着目し、これに対する制裁として科せられるものであるに反し、法四三条の追徴税は、単に過少申告・不申告による納税義務違反の事実があれば、同条所定の已むを得ない事由のない限り、その違反の法人に対し課せられるものであり、これによつて、過少申告・不申告による納税義務違反の発生を防止し、以つて納税の実を挙げんとする趣旨に出でた行政上の措置であると解すべきである。法が追徴税を行政機関の行政手続により租税の形式により課すべきものとしたことは追徴税を課せらるべき納税義務違反者の行為を犯罪とし、これに対する刑罰として、これを課する趣旨でないこと明らかである。追徴税のかような性質にかんがみれば、憲法三九条の規定は刑罰たる罰金と追徴税とを併科することを禁止する趣旨を含むものでないと解するのが相当であるから所論違憲の主張は採用し得ない。（以下略）」

○最高裁判所第三小法廷平成 9 年（行ツ）第 214 号審決取消請求事件 平成 10 年 10 月 13 日判決

「上告代理人安江邦治、同濱田俊郎の上告理由第一点及び第二点の一について

本件カルテル行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し不当利得の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法七条の二第一項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法三九条、二九条、三一条に違反しないことは、最高裁昭和二九年（才）第二三六号同三三年四月三〇日大法廷判決・民集一二卷六号九三八頁の趣旨に徴して明らかである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。（以下略）」

独占禁止法の課徴金制度について

○ 性質

独占禁止法違反行為の防止という行政目的のために行政庁（公正取引委員会）が違反事業者等に金銭的不利益を課するという行政上の措置。

○ 算定方法

違反行為対象商品等の売上高に、法定の算定率（原則10%）を乗じて算定する（公正取引委員会による裁量なし。）。

○ 導入・改正の経緯

昭和52年の独占禁止法改正で導入され、平成3年、平成17年、平成21年に算定率の引上げ・対象となる違反行為類型の拡大等が行われた。

⇒ 算定率引き上げの趣旨（平成17年）

＜改正前＞カルテル等による不当利得相当額を徴収

（→違反行為が後を絶たず、現行の算定率では違反行為防止の観点から不十分）



違反行為防止の実効性を確保するため

＜改正後＞カルテル等による不当利得相当額を超えて金銭を徴収

○ 一定の場合に課徴金算定率を割増（軽減）する制度

- ・ 再度の違反の場合、5割増しの算定率を適用

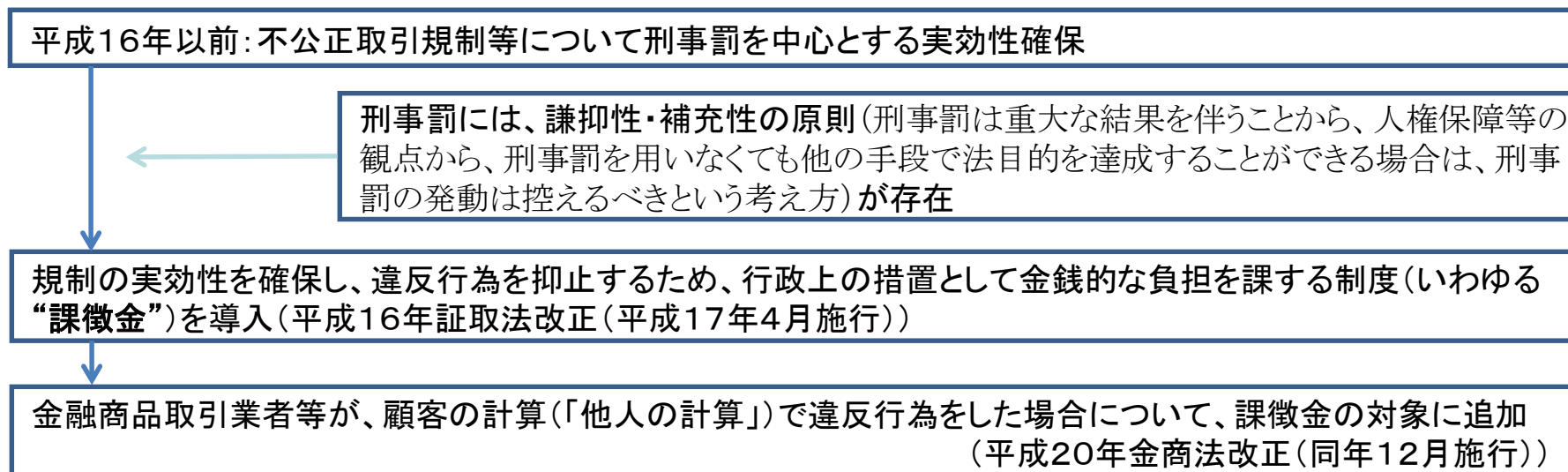
趣旨：違反行為を繰り返す事業者は、課徴金を支払っても繰り返すメリットがあるとみられることから、通常の課徴金の水準では違反行為の防止を十分に図れない

- ・ 早期解消の場合、2割軽減された算定率を適用

趣旨：違反行為を早期にやめるインセンティブを高める

金融商品取引法の課徴金制度について

➤経緯



(※平成24年通常国会で成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(本年9月12日公布)に更なる拡充事項あり)

➤趣旨

課徴金制度は、違反行為の抑止を目的として、違反行為者に対し金銭的負担を課す行政上の措置。課徴金額は、違反者が違反行為によって得た経済的利得相当額を基準としている。

➤対象とする違反行為

- ① 不公正取引(インサイダー取引、相場操縦、風説の流布等)
- ② 開示規制違反(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書の虚偽記載等)

二重処罰の禁止に関する主な学説

○ 佐伯仁志「制裁論」(有斐閣・平成21年)94頁以下 (下線部事務局)

(1) アメリカ合衆国最高裁の判例は、二重の危険条項が保護する利益のうち、二重訴追で問題となっている利益と二重処罰で問題となっている利益を区別して論じるようになった。しかし、行政制裁と刑事罰の併科については、2つの手続で科されるのが通常であるため、本来は二重処罰が問題となっているにもかかわらず、二重訴追の問題と充分区別できていない。アメリカの判例の検討は、わが国での二重処罰の問題を考える際に、以下のような示唆を与えてくれるように思われる。

第1に、二重訴追の禁止という手続面での問題と二重処罰の禁止という実体面での問題は、明確に区別して論じるべきであろう。

第2に、このように二重訴追の問題と区別された二重処罰の禁止は、立法者の意図を超えて刑罰を科すことはできないという罪刑法定主義のコロラリーを意味するということになる。したがって、二重処罰の禁止は、立法者の権限を拘束するものではないことになる。このような理解に対して、町野教授は、刑法における法条競合の一罪性は、憲法の二重処罰の禁止に由来するのであるから、法条競合の存否は形式論理に基づいて立法者意思の探求によって決められるべき問題ではなく、仮に立法者の意思が二重処罰を肯定するものであったとしても、それに拘束されるべきではない、とされる。しかし、立法者が、1つの行為に対して2つの犯罪規定を適用して処罰することを意図しているならば、それを直ちに違憲とする理由はないように思われる。そのことによってたとえ刑罰が加重されるとしても、それは1つの犯罪に重い刑罰を規定するのと実質的には変わりがない。また、被告人に与えられるスティグマの点でも、適用されるのが1罪か2罪かで変わるとは思われぬ。やはり、罪数は法律の規定(立法者の意図)によって決まるといってよいのではないであろうか。ただし、以上は、法条競合かどうかの判断を形式的にのみ行うべきだと主張するものではない。

第3に、二重処罰の禁止が右のような意味で法解釈の問題であるとするならば、これを憲法39条の保障に含ませる意味はあまりないように思われる。したがって、憲法39条は、二重訴追の禁止という手続上の保障に限定して理解するのが、すっきりしているであろう。そして、このような手続的保障は、原則として刑事手続上の負担に限定されるように思われる。もちろん、実質的に刑事手続と同じ手続的負担を個人に課す手続が存在すれば、刑事かどうかというラベルは重要でないといえる。

第4に、立法者の刑罰権の実体面での制約原理は、二重処罰の禁止ではなく、罪刑均衡の原則に求めるべきであろう。罪刑均衡の原則が憲法上の原則であることについては、(条文上の根拠は別として)現在大方の意見の一致が考えられる。

第5に、行政制裁と刑事罰との併科については、以上の考察からは、併科が立法者の意図である限り、その制約は、二重処罰の禁止ではなく、罪刑均衡の原則からなされるべきであるということになる。そして、罪刑均衡の原則を考える際には、厳密な意味での刑罰に限定して考えることなく、行政制裁も含めて考えるべきである。罪刑均衡の原則は、個人の権利と自由を不当に制限しないという憲法上の要請からきているのであるから、刑法が定める刑罰かどうかは重要でないからである。

刑罰規定には、自由刑と罰金刑を併科するものがあり、さらに没収刑が科されることもある。このような複数の制裁を1つの手続で併科することが許されるならば、それを別個の手続で併科することも、実体面での問題に限って言えば、許されるというべきであろう。そうであれば、さらに、これらの制裁の一部を刑事罰ではなく行政制裁として科すことも許されるように思われる。もし、行政制裁と

刑事罰の両方を科すことが不当であるとすれば、それは、2度に分けて科すからではなく、全体として罪刑の均衡を失っているからであろう。重加算税を課されていることを罰金額で調整すれば二重処罰にならないとする見解は、暗黙のうちに、立法者が意図している制裁の範囲内であれば憲法39条の問題は生じないことを認めるとともに、罪刑均衡の観点からの制約を考えようとしているように思われる。

以上のように考えることができるならば、課徴金に制裁的要素を認めることは、それ自体では、刑事罰との併科を否定する理由とはならないことになる。

(2) 本節には、いくつかの重要な問題が残されている。その1つは、どのような場合に罪刑均衡原則に反することになるのかという問題であるが、この問題に対する答えとして明確な基準を示すことは、残念ながらできないであろう。しかし、どのような場合に罪刑均衡が問題とならないかについては、いくらか言えるかもしれない。例えば、制裁が違法な利益の剥奪である場合には、罪刑均衡の問題は生じないであろう。その意味で、独占禁止法の課徴金が利益剥奪にとどまる限り刑事罰との併科は憲法上問題とならないという見解は、結論として賛成できる。さらに、違法に得た利益を剥奪するだけでなく、その利益に見合った額を制裁として科すことも、罪刑の均衡を充たしているといえるのではないであろうか。わが国の偽造通貨知情行使罪は通貨の額面価格3倍を罰金の多額としている(刑152条)。3倍が適切かどうかはともかく、違法な利益を剥奪したうえにさらにそれに見合った財産的制裁を加えることは、抑止の観点からだけでなく、罪刑均衡の観点からも許されるように思われる。もちろん、このような財産的制裁と自由刑が併科される場合には、全体として罪刑の均衡が問題とされなければならない。

○ 塩野宏「行政法 I 第五版 行政法総論」(有斐閣・平成21年)245頁以下(下線部事務局)

解釈論上の古典的問題は、加算税や課徴金のように、同一の行為に対して、刑事罰則が定められていることから、これが憲法二九条〔原文ママ〕に定める二重処罰禁止に該当するかどうかである。この点については、最高裁判所は早い時期に、憲法違反ではないという立場をとり、現在でもその見解を維持している。そのリーディングケースが追徴税(加算税の前身)に関するもので、最高裁判所は追徴税が制裁的意義を有するものであることは否定しえないとしつつも、逋脱犯が脱税者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目しこれに対する制裁として科せられるものであるのに対して、加算税が行政上の措置であることを理由に二重処罰の禁止には当たらないとしている(前掲最大判昭和三五・四・三〇。独占禁止法の課徴金につきこれに依拠するものとして、最判平成一〇・一〇・一三判例時報一六六二号八三頁、行政判例百選I一一七号事件)。立法実務もこの判例の存在を前提として、違反金制度を採用していると思われる。ただ、このような形式的基準によれば、行政過程における不利益扱いに関してはすべて合憲となるので、二重処罰の問題は当該不利益が実質的にも刑罰に当たる程度のものであるかどうかという観点からも考慮する必要があるであろう(小早川・行政法上二五二頁も同趣旨の観点から重加算税と刑罰の併科に疑問を呈している)。

資産運用業を行う者の「他人の計算」によるインサイダー取引に対する課徴金額

	上場会社	違反行為者	報酬額[月額] (a) (注1)	売買銘柄の最大額 (b) (注2)	運用財産総額 (c) (注3)	課徴金額 (a) × (b) / (c)	
①	国際石油 開発帝石	(旧)中央三井 アセット信託銀行 (現)三井住友 信託銀行)	349万円	7455万円	49億6873万円	5万円	
②	日本板硝子	あすかアセット マネジメント	2323万円	2億6565万円	447億5637万円	13万円	
③	みずほ フィナンシャル グループ	(旧)中央三井 アセット信託銀行 (現)三井住友 信託銀行)	i	204万円	2億2118万円	307億3932万円	} 8万円
			ii	1398万円	1億7964万円	1022億1547万円	
			iii	1354万円	3億0866万円	956億7586万円	
④	日本板硝子	ジャパン・アドバイザー	i	3708万円	3億9748万円	553億5431万円	} 37万円
			ii	1603万円	1億5433万円	227億2358万円	
⑤	エルピーダメモリ	ジャパン・アドバイザー	i	6207万円	8214万円	588億6479万円	} 12万円
			ii	3313万円	2352万円	218億6602万円	

※1万円未満切捨て

(注1)違反行為が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

(注2)違反行為が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である違反行為の対象銘柄の総額のうち最も高い額

(注3)違反行為が行われた月の末日における当該運用財産の総額

インサイダー取引に係る規制の比較

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
規制対象					
インサイダー取引					
情報伝達行為	×	(注1) ※情報受領者が取引を行った 場合に限る	(注2)	(注2) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り	(注3) ※情報受領者が取引を行った 場合に限り執行例有り
取引推奨行為	×	(注4)		※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り	※被推奨者が取引を行った場 合に限り執行例有り
課徴金等					(注5)
「他人の計算」の 場合の課徴金額等	報酬額	取引自体の利得の 最大3倍	報酬額+制裁	1億ユーロ or 報酬額の10倍以下	(課徴金等なし)
刑事罰	(5年以下の懲役等)	(20年以下の自由刑等)	(7年以下の自由刑等)	(2年以下の自由刑等)	(5年以下の自由刑等)

(注1) 発行体若しくは株主に対する信託義務又は情報源等に対する信頼義務に違反して他の者に情報伝達した場合に限る。

(注2) 雇用関係、役職、専門的職務上の役割の適切な遂行等として行う場合を除く。

(注3) 権限なく行う場合に限る。

(注4) 法令上明確には規制対象とされていないが、被推奨者による取引が行われた場合には、法令違反になり得る。

(注5) 情報伝達・取引推奨を行った者に対する行政上の措置（過料）のみ。